Info 1

令和９年度の受付を開始します
市内小・中学校施設使用団体登録



市内小中学校体育施設（体育館、グラウンド夜間照明施設）を令和９年４月１日から使用する団体に対して、使用団体登録申請の受付を行います。

問い合わせ　社会教育課スポーツ振興係（中央公民館内☎73-1118）

■申請期間
12月７日(月)～令和９年１月８日(金)

期間内に申請した団体は、令和9年3月1日(月)に行われる「令和9年4月分小･中学校体育館抽選」に参加できるよう、登録許可証を送付します。なお、この抽選に参加するには、期限までの登録が必要です。

期限後は、随時受付および登録事務を行いますが、事務手続き上、令和9年4月分小･中学校体育館抽選に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。

■受付日時
平日 午前８時15分～午後５時



■申請方法
電子申請(右記)、または申請書に必要事項を記入し、社会教育課へ提出ください。

※本年度登録済の団体も更新手続きが必要です。
※令和８年度登録団体には、責任者宛てに通知します。
※次の①～③に該当の団体は登録する必要はありません。
①自治会のスポーツ委員が引率した自治会内のスポーツ団体
②スポーツ協会(スポーツ少年団含む)、シニアクラブ
③その他教育委員会が社会教育活動を行う団体として認めた場合

申請書様式は、社会教育課窓口、または市ホームページ(右記)から取得できます。

Info 2

私にもできる支援がここにある
11月１日～12月１日は「犯罪被害者月間」です



犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものによって傷つくだけでなく、その後の生活の中でもさまざまな困難に直面しています。周囲の理解や思いやりが支えになります。傷ついた人に寄り添い、助け合える社会を築きましょう。

問い合わせ　地域支援課自治振興係（プラザきくる内☎35-0925）

■犯罪被害者月間とは
犯罪被害者やその家族が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、社会全体で被害者を支えていくための期間です。

これまでは「犯罪被害者週間」として啓発活動を行ってきましたが、より多くの人に理解を深めてもらうため、今年から「犯罪被害者月間」として期間を拡大して実施することとなりました。



犯罪被害者等総合支援窓口
一人で抱え込まずに、まずは相談ください

■地域支援課自治振興係
☎35-0925(平日 午前８時15分～午後５時)
■県くらし交通安全課 犯罪被害者等支援総合調整窓口
☎054-221-3220(平日 午前９時～午後５時)
■静岡犯罪被害者支援センター
☎054-651-1011(平日 午前10時～午後４時)

窓口の詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。

■周囲の理解と思いやりが支援につながる
犯罪の被害に遭うと、被害者やその家族･遺族は、犯罪による直接的な苦しみだけでなく、その後の心と身体の不調や経済的な問題、周囲からの心ない言動など、さまざまな問題に苦しめられることがあります。

犯罪被害に遭った人にとって、周囲の理解や思いやりは大きな支えになります。被害者の気持ちを尊重し、必要なときに寄り添い、見守ることから支援を始めましょう。

犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



犯罪被害者月間の詳細は、
警察庁ホームページ(右記)をご覧ください。